

第7回吹田市バリアフリー推進協議会

# 「(仮称)吹田市バリアフリー新構想」素案の主な修正内容

## 素案の主な修正内容

新構想の全体構成としては、マスタープランをベースとして、基本構想の内容を追記します。

マスタープランの構成	新構想の構成	修正内容等
はじめに	はじめに	・ 経緯の追記
序章. 計画の概要	序章. <b>構想</b> の概要	・ 記載見直し
1. バリアフリーに関する状況と課題	1. バリアフリーに関する状況と課題	・ 統計データなどの更新
2. 移動等円滑化促進地区の設定	2. 移動等円滑化促進地区 <b>及び重点整備地区</b> の設定	・ 重点整備地区について追記
3. バリアフリー化に関する方針	3. バリアフリー化に関する方針	・ 部分的な記載修正
4. 生活関連施設及び生活関連経路等の設定	4. 生活関連施設及び生活関連経路等の設定	・ 施設、経路追加を反映
	<b>5. 事業と進捗</b>	・ 新たに追加
5. マスタープランの実現に向けた体制	<b>6. 構想</b> の実現に向けた体制	
参考資料	参考資料	・ 資料の追加

# 素案の主な修正内容

## はじめに

## ・経緯の追記

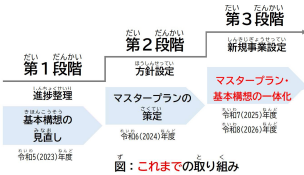
# 本日説明した「マスタープランと基本構想の一本化」や「特定事業」について、内容を追記します。

### 市の動向

本市では、吹田市内の10地区15駅を4段階に分け、平成14（2002）年から段階的にバリアフリー化の計画となる基本構想の策定と重点整備地区におけるバリアフリー化事業を継続的に実施しています。また令和5（2023）年度には、これまでの事業のおおむねの完了を確認するとともに、駅利用の安全から、近年積極的に進められている可動式ホーム柵の設置を新規事業として追加するなど、更なるバリアフリー化の第1段階として、これまで策定した吹田市バリアフリー基本構想を見直しました。

令和6年度は、第2段階として、バリアフリー化の方針設定を行うマスタープランを策定しました。

今年度は、第3段階として、新たな事業を設定した基本構想と、マスタープランを一体化した構想の策定を実施します。



図：これまでの取り組み

### 構想の策定について

国の動向を踏まえ、バリアフリーに関する取り組みをさらに推進していくため、この度、「(新計画名称)」を策定しました。

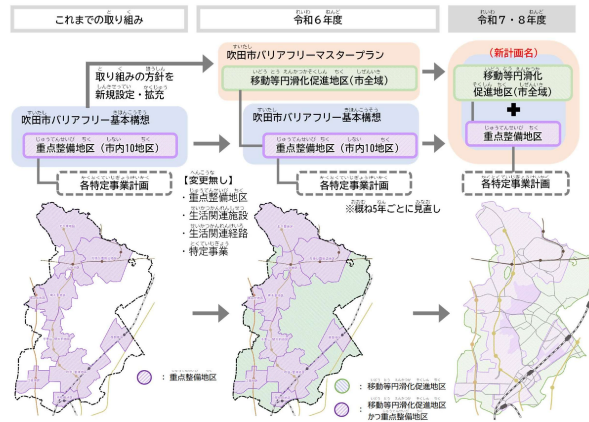
本構想は高齢者や障がい者(身体・知的・精神)など、だれもが安全で便利に移動できる環境を整備するための、本市全体のユニバーサルデザイン化の方向性を示すとともに、具体的なバリアフリー化事業を計画するものです。

特に本市は、市内全域が人口集中地区(DID)であり、人口密度は全国的に見ても高い水準です。また、高齢者・障がい者等の利用する施設(生活開

連施設となり得る施設)が市内全域に立地している状況から、市内全域をバリアフリー化の必要な区域(移動等円滑化促進地区)として設定します。

併せて、本構想では、施設整備などのハード面だけでなく、全ての人が相互に思いやり、助け合うための「心のバリアフリー」を基本としたソフト面の取り組みを推進し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、安全に安心して暮らせる「ユニバーサル社会」の実現を目指します。

本構想は、今後10年間の取り組みの方針を示し、おおむね5年ごとに評価を実施して必要に応じて見直しを行います。構想及び計画の実施にあたっては、市民の皆さま、施設設置管理者、関係機関等のご理解やご協力をいただきながら推進していきます。



図：マスタープランと基本構想の関係

### マスタープラン・基本構想の一体化について

バリアフリーマスタープラン及びバリアフリー基本構想の各計画に明示すべき事項は、下表のとおり類似点が多いことから、基本構想の新規策定(第3段階)に合わせて計画を一本化し、名称を「\*\*」へ改めました。

表：計画に明示すべき事項の比較

移動等円滑化促進方針 (バリアフリーマスタープラン)	移動等円滑化基本構想 (バリアフリー基本構想)
1. 移動等円滑化促進地区における移動等円滑化に関する基本的な方針	I. 重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針
2. 移動等円滑化促進地区の位置及び区域	II. 重点整備地区の位置及び区域
3. 生活関連施設及び生活関連連絡路並びにこれらにおける移動等円滑化の促進に関する事項	III. 生活関連施設及び生活関連連絡路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項
4. 移動等円滑化の促進に関する住民等関係者の理解の増進及び協力の確保に関する事項	IV. 市町村が行う移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項
5. 行為の届出等に関する事項	V. 実施すべき特定事業その他の事業に関する事項
6. 市町村が行う移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項	VI. ①事業と併せて実施する市街地開発事業に關し移動等円滑化のために考慮すべき事項 ②自転車等の駐車施設の整備等移動等円滑化に資する市街地の整備 ③その他重点整備地区における移動等円滑化の促進のために必要な事項
7. その他、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進のために必要な事項	Ⅶ. 基本構想の評価に関する事項
8. 移動等円滑化促進方針の評価に関する事項	

※1、6、8については任意記載事項 ※I、IV、Ⅶについては任意記載事項  
□：類似の明示事項  
参考資料：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン p49・91

# 素案の主な修正内容

## 序章. 構想の概要

・記載見直し

一本化に伴う記載内容の見直しを行います。

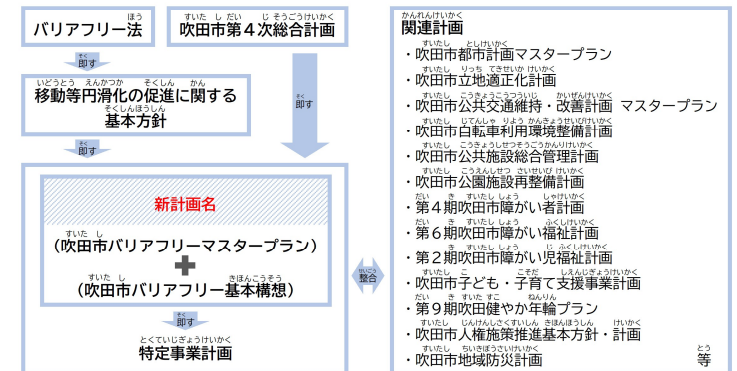
## 序 (新計画名称) について

### (1) 位置づけ

本構想は、バリアフリー法第24条の2及び第25条に基づく法定計画です。

また、本市の最上位計画である「吹田市第4次総合計画」のうち、市域全体のバリアフリー化に関する方針を示した分野別計画となります。

本構想の方針(移動等円滑化促進方針及び移動等円滑化基本構想)をもとに個別の事業を設定した吹田市バリアフリー特定事業計画を策定し、バリアフリー化事業を実施します。



図：計画の位置づけ

### (2) 計画期間

令和9(2027)年度～令和18(2036)年度まで(10年間)

計画期間は、上記のとおり10年間とします。また、おおむね5年ごとに評価を実施し、必要に応じて計画の見直しを行います。

# 素案の主な修正内容

## 1. バリアフリーに関する状況と課題

・統計データなどの更新

現況データについて統計情報等を修正します。なお、バリアフリーに関する課題整理は現況のままとします。

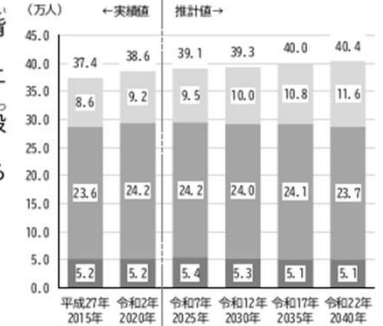
### <参考：課題整理の内容>

項目	内容
公共交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄道駅のプラットフォームにおける対策</li> <li>無人駅への対応</li> <li>バリアフリー車両の更なる導入</li> </ul>
道路等	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全に移動できる道路、交差点の更なる改良</li> <li>踏切道への対策</li> </ul>
建築物等	<ul style="list-style-type: none"> <li>古い施設へのバリアフリー化対応</li> <li>トイレ環境の向上</li> <li>案内設備の改善</li> </ul>
公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全に移動できる出入口、園路環境の整備更新</li> <li>インクルーシブ遊具の導入</li> <li>トイレ環境の高質化</li> </ul>
施設整備に共通する内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい等の特性に応じた適切な案内設備</li> <li>災害時等の非日常を見越した対策</li> </ul>
心のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> <li>意識向上のための取り組みの更なる推進</li> <li>施設等における接遇の向上</li> </ul>

## イ 人口の状況

### 【人口は当面増加する見込み】

本市の人口は、住宅用地の再整備を背景に増加し続けています。今後も、千里ニュータウンでの建替えや新たな住宅建設により、当面の間（令和22（2040）年ごろまで）は人口が増加する見込みです。



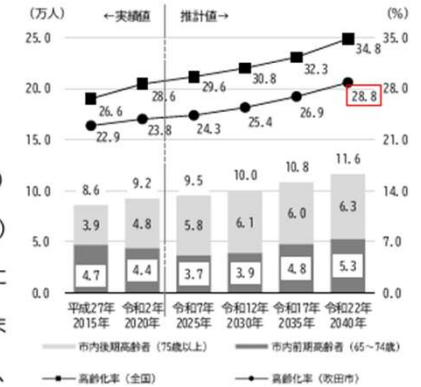
### 【少子高齢化の進展の見込み】

人口構造は、年少人口と生産年齢人口がいずれも減少している一方、老年人口は増加してきており、今後も少子高齢化が進展する見込みです。

資料：吹田市第2期人口ビジョン（令和6（2024）年3月策定）

### 【高齢化率増加の見込み】

人口全体に対する老年人口（65歳以上）の割合である高齢化率は、令和22（2040）年時点において28.8%程度と、全国平均に比べて低い水準で推移することが見込まれます。しかし、割合は年々増加しており、今後も高齢化が進行する見込みです。特に、後期高齢者（75歳以上）の増加により高齢化率が高くなると予想されます。



資料：吹田市第2期人口ビジョン（令和6（2024）年3月策定）

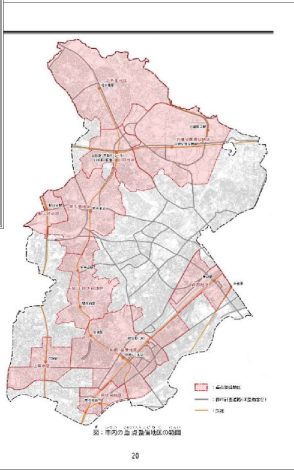
# 素案の主な修正内容

## 2. 移動等円滑化促進地区及び重点整備地区の設定 ・重点整備地区について追記

基本構想に関する内容として「重点整備地区」の記載を追記します。

### ア バリアフリー基本構想の策定と事業の実施

これまで、市内のバリアフリー化にあたり市内の鉄道駅周辺（10地区15駅）を重点的に整備する地区（重点整備地区）として設定し、バリアフリー化事業を進めてきました。



図：吹田市バリアフリー基本構想

市内の重点整備地区の範囲（令和6年3月策定）

主要な事業の実施状況としては、令和6（2024）年度末時点において、鉄道駅の事業整備率が約90%※、道路（生活関連経路）の事業整備率が約96%となりました。

※令和5年度の見直しによる新規事業（可動式ホーム柵の設置）を含めた事業整備率です。

## 2 移動等円滑化促進地区及び重点整備地区の設定

### (1) 本構想で指定する地区

#### ア 移動等円滑化促進地区について

移動等円滑化促進地区は、本市がバリアフリー化を推進するための方針を設定する地区となります。（詳細は、法2条第1項第23号のとおり）

#### 【バリアフリー法第2条第1項第23号より抜粋】

- 生活関連施設相互の移動が通常徒歩で行われる地区
- 一般交通の用に供する施設について移動等円滑化を促進することが特に必要である地区
- 移動等円滑化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区

#### イ 重点整備地区について

重点整備地区は、移動等円滑化促進地区のうち、具体的なバリアフリー化事業（特定事業）を設定する地区となります。（詳細は、法2条第1項第23号のとおり）

#### 【バリアフリー法第2条第1項第24号より抜粋】

- 前号（第23号）イに掲げる要件
- 一般交通の用に供する施設について移動等円滑化の事業が実施されることが特に必要である地区
- 移動等円滑化を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区

### (2) 地区設定の考え方

#### (1) 移動等円滑化促進地区の設定について

本市の特徴は、市内全域が人口集中地区（DID）であり、都市計画法に定める市街化区域として、都市計画施設や市街地開発事業等のまちづくりを進めています。また、鉄道駅15駅、バス停留所300箇所余りは、これらの駅勢圏

# 素案の主な修正内容

## 3. バリアフリー化に関する方針

・部分的な記載修正

- ✓ 「合理的配慮の提供」に関する取り組み方針を追記します。(意思疎通手段の利用促進に関する記載を拡充)
- ✓ 近年の整備事例を追記(佐井寺西土地地区画整理事業)

### (オ) 大規模開発におけるバリアフリー化の推進

大規模開発におけるバリアフリー化については、移動等円滑化基準等に則った整備を実施させるとともに、令和4(2022)年度からは、「吹田市環境影響評価審査会」にバリアフリーを専門とする学識経験者を新たに委員に加え、吹田市環境まちづくり影響評価条例の対象事業に対し、必要な技術的助言を行い、バリアフリーに係る整備等を自ら実施するよう誘導しています。

#### ○ 近年の整備事例(佐井寺西土地地区画整理事業)

南北・東西のアクセスにおいて重要な施設である、2本の都市計画道路(佐井寺山高浜線及び豊中岸部線)においては、基本構想に即した整備を進めるとともに、無電柱化や自転車通行空間の整備等も併せて行っています。

※令和2(2020)年 吹田市環境影響評価審査会 実施



整備区域図

### (ウ) 障がい者への合理的配慮の提供に関する取り組み

本市では、「障害を理由とする差別の解消に関する法律(障害者差別解消法)」に基づき、障がい者による差別の解消を推進するとともに、障がい者への合理的配慮の提供を行っています。体制整備として、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき設置された吹田市地域自立支援協議会の下に吹田市障がい者差別解消支援専門部会を設置し、障害者差別解消法に基づく協議会の機能を担っており、合理的配慮の内容や差別解消に向けた課題について具体的な協議や情報共有を行っています。また、庁内的には吹田市合理的配慮庁内推進会議を設置し合理的配慮の推進のため庁内ネットワークを構築し、関係部局間で連携して効果的かつ円滑に取り組みを行っています。

合理的配慮に関する具体的な取組として、「吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例」を制定するとともに、筆談によるコミュニケーションを円滑にするための「筆談のコツ」の作成・配布や、手話通訳ボランティアを養成する「手話講習会」の実施、さらには「手話を紹介する動画」の配信など、障がい特性に応じた情報保障やコミュニケーション支援の充実を図っています。

今後も、このような取り組みを継続するとともに、専門部会等における議論を踏まえ、障がい特性に応じた多様な合理的配慮の提供に向けた取組を継続的に推進します。



「筆談のコツ」

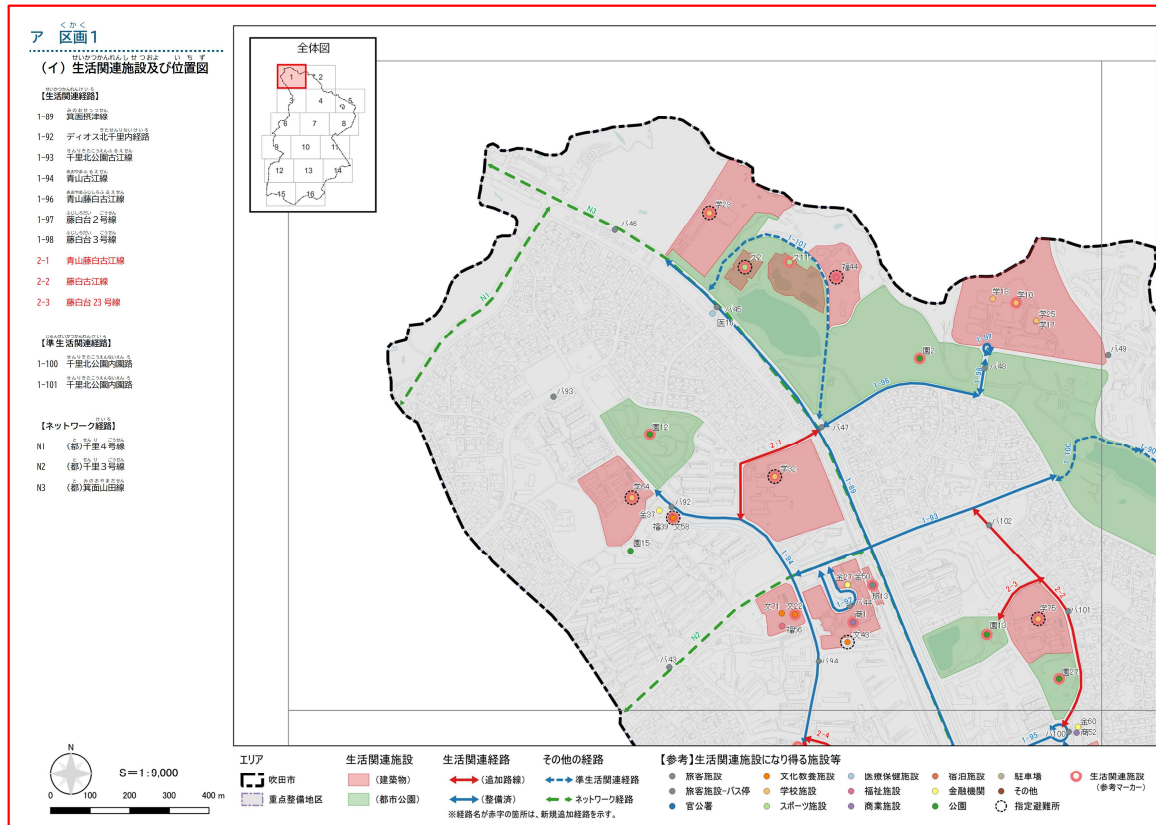


右図：手話を紹介する動画

# 素案の主な修正内容

## 4. 生活関連施設及び生活関連経路等の設定 ・施設、経路追加を反映

施設、経路の追加方針及び具体的な対象を追記します。



## 4 生活関連施設及び生活関連経路等の設定

### (1) 生活関連施設の設定

#### ア 生活関連施設の定義

生活関連施設は、バリアフリー法において「高齢者、障害者等が日常生活又は、社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設」(法第2条第1項第24号イ)と定義されています。該当する施設としては、旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、学校など多岐にわたる施設が想定されます。

このうち、具体的にどの施設を生活関連施設とするかについては、施設の利用の状況等地域の実情を勘案して、基本構想を策定する市町村が定めるものとされています。(移動等円滑化の促進に関する基本方針3.2.(1).①)

#### イ 吹田市における生活関連施設設定の基本的な考え方

生活関連施設をバリアフリー法に例示された全ての施設とした場合、施設総数が膨大な数となります。このため、本構想では、特別特定建築物(バリアフリー法第2条第1項第18号)及び大阪府福祉のまちづくり条例を参考に、施設規模や施設設置管理者等を考慮して「生活関連施設になり得る施設」を抽出します。

この中から生活関連施設を設定するにあたっては、既設定の生活関連施設の指定を継続しつつ、新たに学校施設(小中学校等)・駅前の複合公共建築物・事業予定のある都市公園を生活関連施設として位置づけます。また、具体的

# 素案の主な修正内容

## 5. 事業と進捗

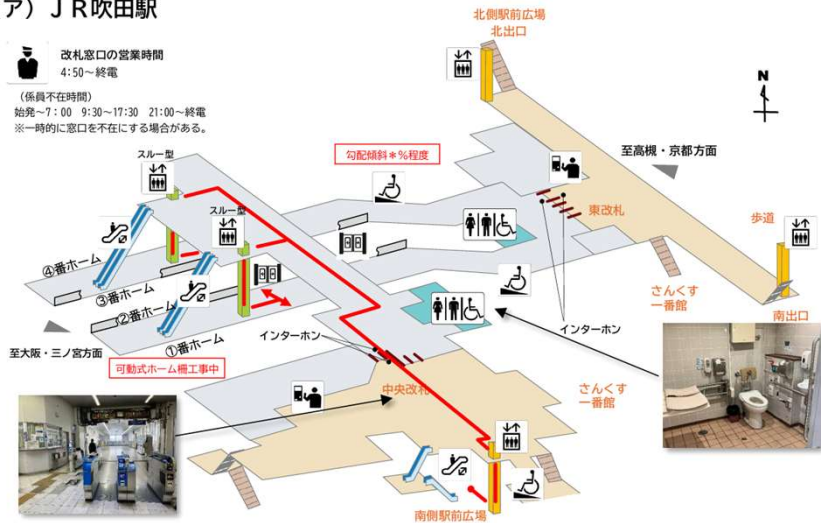
・新たに追加

対象施設・経路の現状説明→事業内容の構成として整理しています。

### 【公共交通特定事業】

・鉄道駅においては、構内図へ状況・課題を整理

(ア) J R吹田駅



- 凡例
- スロープ
  - エレベーター (構内: 構外)
  - エスカレーター
  - ホームドア
  - 券売機
  - 改札窓口
  - トイレ
  - バリアフリートイレ
  - 休憩所
  - 構内案内板
  - バリアフリールート

## 事業者と調整中

対象	事業者	事業内容・時期						備考
		A	B	C	D	E	F	
J R吹田駅	JR 西日本			短	短			
J R岸辺駅	JR 西日本			長	長			
J R南吹田駅	JR 西日本			長	長			
阪急吹田駅	阪急			中	中	短		
阪急豊津駅	阪急			短	中	短		
阪急関大前駅	阪急			短	短	短		
阪急千里山駅	阪急			中	中	短		
阪急南千里駅	阪急			中	中	短		
阪急山田駅	阪急			中	中	短		
阪急北千里駅	阪急			中	中	短		
大阪モノレール山田駅	大阪モノレール						短	
大阪モノレール万博記念公園駅	大阪モノレール						短	
大阪モノレール公園東口駅	大阪モノレール						短	
大阪メトロ・北大阪急行江坂駅	大阪メトロ・北急	短	短					
北大阪急行桃山台駅	北急							

A:エレベーター更新 / B:エスカレーター更新 / C:ホームと車両の段差・隙間縮小 / D:ホーム柵設置

E:各駅設備・のりかえ用案内の設置・改修 / F: 視覚障害者誘導用ブロックの改修 (JIS 規格化)

### (イ) 路線バス・タクシー

対象	事業内容	事業者	時期	備考
路線バス	低床バスの導入	阪急バス	継続	
	バス停ベンチ・上屋の設置	近鉄バス	継続	
一般タクシー	UDタクシーの導入	阪急バス	継続	
		タクシー事業者	継続	

## 素案の主な修正内容

### 5. 事業と進捗

・新たに追加

対象施設・経路の現状説明→事業内容の構成として整理しています。

#### 【道路特定事業】

##### ア 生活関連経路等の状況

生活関連経路について、全体の延長は約 64.93km となっています。このうち、事業実施が必要な路線の延長は約 14.62km です。

区分	延長	備考
すでに事業完了している路線	48.61Km	
新規設定の路線	16.32Km	
バリアフリー整備が必要な路線	14.62Km	
バリアフリー整備が完了している路線	1.70Km	
合計	64.93Km	

### 事業者と調整中

No.	路線名	事業者	延長 (km)	事業内容・時期				備考
				A	B	C	D	
2-1	青山藤白古江線	吹田市	0.3		○	○		実施時期へ 修正予定
2-2	藤白古江線	吹田市	0.7			○		
2-3	藤白台 23 号線	吹田市	0.1			○		
2-4	藤白古江線	吹田市	0.4			○		
2-5	青山古江線	吹田市	0.1			○		
2-6	箕面摂津線	大阪府	0.5			○		大阪府事業箇 所は今後確認
2-7	千里万博公園山田北線	吹田市	0.3			○		
2-8	茨木摂津線	大阪府	0.2			○		
2-9	竹見台 8 号線	吹田市	0.4			○		
2-10	竹見台 1 号線	吹田市	0.2		○	○		
2-11	竹見桃山線	吹田市	0.02			○		
2-12	桃山台 36 号線	吹田市	0.1			○		
2-13	桃山台 9 号線	吹田市	0.4			○		
2-14	桃山台 8 号線	吹田市	0.1			○		
2-15	津雲高野線	吹田市	0.4			○		
2-16	豊中摂津線	大阪府	0.3			○		
2-17	佐竹中央線	吹田市	0.3		○	○		
2-18	佐竹台 16 号線	吹田市	0.2			○		
2-19	高野台 36 号線	吹田市	0.4			○		
2-20	千里山東朝日が丘線	吹田市	0.8	○		○		※1
2-21	朝日が丘片山線	吹田市	0.6	○		○		※1
2-22	千里山松が丘 17 号線	吹田市	0.4			○		

※1:無電柱化事業 / ※2:上の川周辺事業 / ※3:東西道路事業 / ※4:佐井寺西土地区画整理事業

A: 歩道全面整備 / B: 路面舗装更新 / C: 視覚障害者誘導用ブロック整備 / D: グリーンベルト整備

# 素案の主な修正内容

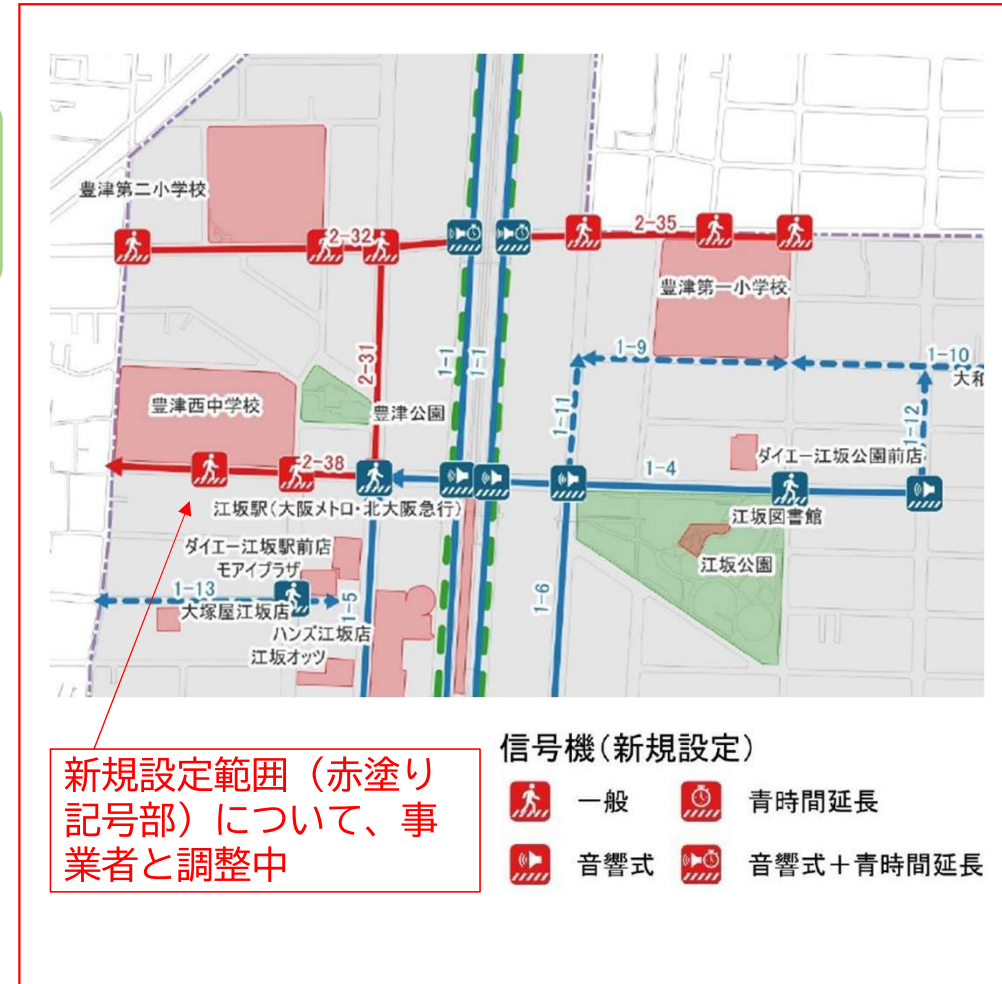
## 5. 事業と進捗

・新たに追加

対象施設・経路の現状説明→事業内容の構成として整理しています。

### 【交通安全特定事業】

区分	信号機数	備考
バリアフリー化された歩行者信号機	96基	
うち、音響式信号機	88基	
うち、青延長用押ボタン付き信号機	12基	※弱者感応押ボタン
その他の歩行者信号機	111基	
合計	207基	



## 素案の主な修正内容

### 5. 事業と進捗

・新たに追加

対象施設・経路の現状説明→事業内容の構成として整理しています。

#### 【教育啓発特定事業】

※教育啓発特定事業は、現況の各種取り組みについて、3章で説明していることから、事業内容の整理のみの構成としています。

#### (ア) 学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業

事業内容※1	対象者	実施主体	備考
バリアフリー教室の開催	小学生	吹田市・ 社会福祉協議会	※2
	中学生		
	高校生・大学生		

※1：各事業は継続実施を行う。

※2：主な協力団体[障がい当事者会]

#### (イ) 市民等の理解の増進及び協力確保に必要な啓発活動の実施に関する事業

##### 【吹田市における取り組み】

事業内容※1	対象者	実施主体	備考
出前出張講座の実施	一般	総務交通室	
バリアフリー研修の実施	市職員	人事室	

※1：各事業は継続実施を行う。

# 素案の主な修正内容

## 5. 事業と進捗

・新たに追加

対象施設・経路の現状説明→事業内容の構成として整理しています。

### 【その他の事業】

・公共建築物、民間建築物、都市公園における取り組みを整理

#### (6) その他の事業

##### ア 生活関連施設に指定された公共建築物

###### (ア) 小中学校のバリアフリー状況と取り組み

小中学校については、文部科学省のバリアフリー化に関する整備目標に基づき整備を進めているところであり、校舎、体育館へのバリアフリールートが確保された学校は53校となっています。引き続きスロープ等による段差解消（校舎・体育館へのバリアフリールート確保）やエレベーターの設置を推進します。

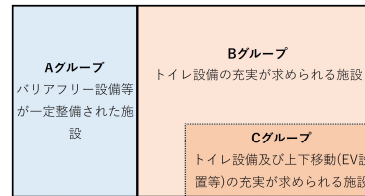
区 分	学校数	備 考
校舎、体育館へのバリアフリールートが確保された学校	53校	
うち、エレベーターが設置された学校	24校	
その他の学校	1校	
合計	54校	

※令和8年度中の整備予定を含む

###### (イ) その他の公共建築物のバリアフリー状況と取り組み

生活関連施設に指定された公共建築物（小学校・中学校を除く）のバリアフリー状況として、次頁のとおり、一定の整備がなされたAグループ、トイレ設備の充実が求められるBグループ、Bグループのうち、上下移動の充実も求められるCグループに分類しました。

生活関連施設に指定された公共建築物については、「吹田市公共施設等総合管理計画」及び「吹田市公共施設（一般建築物）個別施設計画」に基づき、段差解消やバリアフリートイレの設置などバリアフリー化を推進します。



生活関連施設（学校を除く公共施設）（令和2年調査結果を用いた分類）

##### イ 生活関連施設に指定された民間建築物

###### (ア) 民間建築物の状況

生活関連施設に指定され、かつ生活関連経路に接続している民間施設について、バリアフリー状況を確認しました。

平成14(2002)年にハートビル法が改正され、建築時における基準適合が義務化されたことから、同改正以降に建築された施設については、建築当時に義務化されていたバリアフリー施設が整備されていると考えられます。

一方、ハートビル法制定以前は基準がなく、

が努力義務とされており、これらに該当する施設についてバリアフリー状況を確認した結果、一定のバリアフリー施設が整備されていることを確認しました。

図：法改正の流れ

1994 (H6)以前	ハートビル法制定以前
1994 (H6)	ハートビル法制定
2002 (H14)	ハートビル法改正 床面積2,000㎡以上の特別特定建築物 建築時の基準適合義務
2006 (H18)	バリアフリー法制定 ハートビル法・交通バリアフリー法の 統合・拡充

###### (イ) 民間建築物におけるバリアフリー化の取り組み

これまで、施設の新築時においては、大阪府福祉のまちづくり条例に基づく整備における助言やバリアフリー法による認定を推進してきました。今後とも、民間事業者へ施設のバリアフリー化に関する啓発を行うとともに、バリアフリー化事業の実施を働きかけます。

なお、協議が整った施設については、別途バリアフリー化事業として位置づけを行います。

##### ウ 生活関連施設に指定された都市公園

現在、主要な都市公園では「魅力向上事業」に基づき、公園施設などの整備を進めています。また、公園施設の設置・更新や再整備にあたっては、「吹田市公園施設再整備計画」に基づき、各都市公園のバリアフリー状況を把握したうえで、2021年度から2032年度までの期間に50か所の都市公園で整備事業を計画しています。これらの事業を通じて、都市公園のバリアフリー化を推進します。